

居酒屋・カラオケなど キャッチ、スカウト等のアルバイトに 注意



客引き行為を行った者
氏名 ○○ ○○
住所 京都市△△区××町

就職活動
やばくないか?
俺....



客引き行為（キャッチ）

不特定の者の中から相手方を特定して近寄り、「今からお食事はいかがですか。」等と誘う行為

勧誘行為（スカウト）

役務に従事するよう特定の者に対して、「うちの店で働きませんか。」等と声を掛ける行為

※客引き行為や勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為も禁止されています。

「客引き行為等禁止区域」では、客引き行為等は禁止されており、違反を繰り返すと、5万円以下の過料や氏名等が公表されるといった罰則があります。